資料８－③
陸上貨物運送事業に係る労働災害の防止対策について

陸上貨物運送事業における死亡災害は３．５倍に

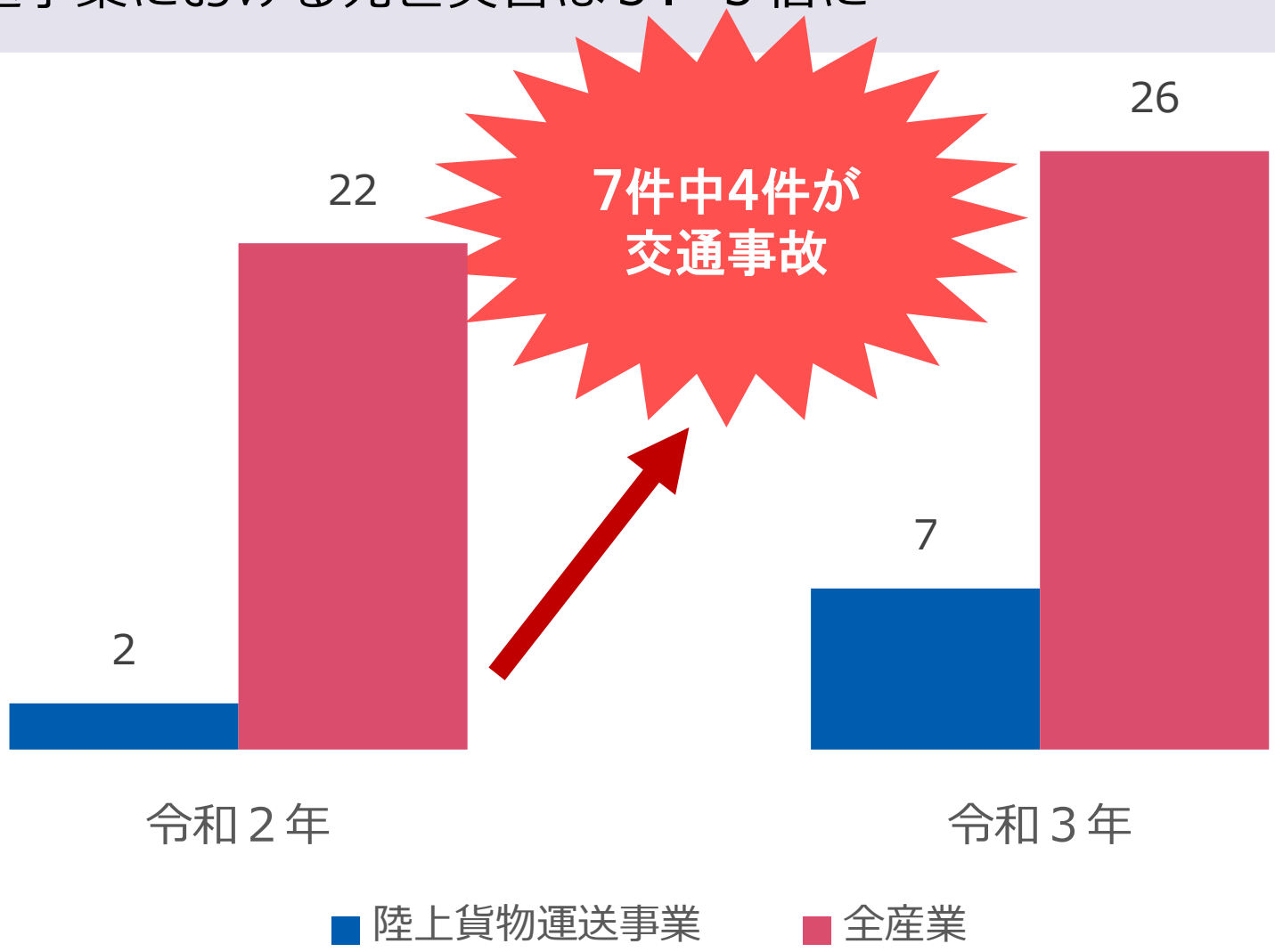

陸上貨物運送事業における死亡災害発生件数（7月20日現在）

自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業者の皆さまへ

交通労働災害を防止しよう！

大阪府内の令和2年の労働災害による死亡者は、前年より5人減少し48人となりましたが、このうち交通労働災害による死亡者は、前年と同数の11人となっています。

業種別では、「道路貨物運送業」が最も多く6人、「商業」が2人となっています。

交通労働災害は、一般市民を巻き込むこともあり、業務で自動車を使用する全ての事業場で、**労使一体となって「交通労働災害防止対策」に取り組む必要があります。**

死亡災害件数と交通労働災害発生状況

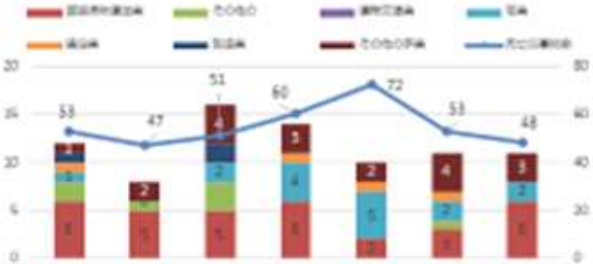

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
死亡災害件数		53	47	51	60	72	53	48
交通労働災害	貨物運送業	6	5	5	6	2	3	6
	その他の運輸交通業	2	1	3	0	0	1	0
	商業	1	0	2	4	5	2	2
	建設業	1	0	0	1	1	1	0
	製造業	1	0	2	0	0	0	0
	その他の事業	1	2	4	3	2	4	3
	合計	12	8	16	14	10	11	11

資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

平成26年～令和2年交通死亡災害の状況（累計82人）

年齢別では、**高年齢労働者**の災害が増加しています。

高年齢者は、加齢による視力や筋力などの低下が見られることから、災害防止には、身体機能の変化に対応した対策が必要です。

高年齢者の身体機能等を配慮した安全運転教育の実施など、適正な労務管理を行いましょう。

年齢別状況

災害の状況

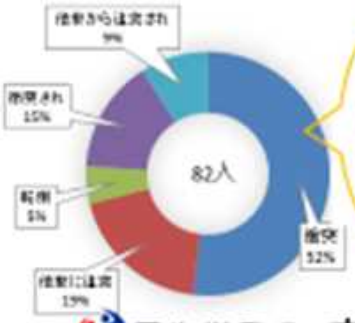

事故の大部分が、「衝突」など、自己の行為が原因で発生しています。

災害発生時刻

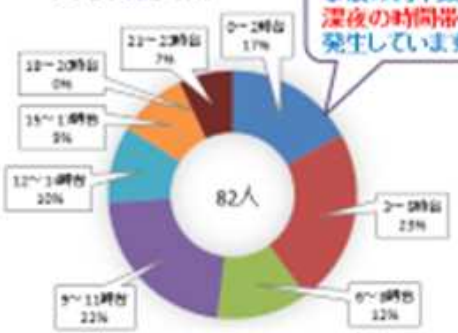

事故の約半数が深夜の時間帯に発生しています。

厚生労働省 大阪労働局・各労働基準監督署

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/

R3.4

交通事故防止のポイント

(1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

① 交通労働災害防止に関係する管理者を選任し、その管理者の役割、責任及び権限を定め、また、管理者に対して必要な教育を行う。

② 安全衛生方針を表明し、目標を設定するとともに、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、その計画を実行して、その結果に基づいて評価・改善を行う。

(2) 適正な労働時間の管理、走行管理の実行

過労運転防止のため、十分な休憩時間に配慮した走行計画を作成し、労働時間及び運転時間などを管理する。

(3) 乗務前の点呼の実施、運転者の体調・保護具の使用状況等の確認

① 点呼時に睡眠時間、疲労状況、飲酒の状況等を確認し、睡眠不足などが認められた場合には運転を見合わせ、運転者の交替・他の交通機関の利用など適切な措置を行う。

② 点呼時に、ヘルメット、プロテクター、蛍光ベストなどの保護具の使用状況等を確認する。

(4) 安全運転のための教育、危険予知訓練の実施

① 交通法規、改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群（SAS）の治療、体調の維持などに関する事項、タコグラフや作業日報の記録などから判明した安全走行に必要とされる事項、交通安全情報マップ及び関係法令などについて教育する。

② イラストシートなどを用いて交通危険予知訓練（KYT）を行い、潜在的危険性を予知し、交通事故を防止する能力を養う。

(5) 健康診断などの実施

視力やSAS等の項目を入れた定期健康診断を行う。また、長時間労働者には医師による面接・相談を受けさせる。

二輪車の安全運転のポイント

二輪車の事故防止には、運転者自身の安全運転の心がけも重要です。次を参考に対策を講じてください。

① 交通法規を遵守し、また標識の表示に従って走行する。

② 二輪車は小型のため他の四輪車の死角になりやすいので、他の車両から認識できる位置で走行し、また、大型車のすぐ横での走行は、極力避ける。

③ 交差点を直進するときには、左折、右折の車両がある場合は、先に相手を通過させた後に走行する。
交差点を左折、右折するときは、減速または一旦停止する。

④ 車線変更時は、変更先の車線を走行している車両から十分に確認できる距離を見極めてから行う。

⑤ 二輪車は運転姿勢が前傾のため、四輪車と比べ視野の確保が十分でない場合が多く、また、走行時の視界が狭面のみになっていることがあるため、視野を確保して周囲の交通状況に気を配りながら走行する。

⑥ わずかのカーブも減速し、また、転倒防止のため、急ブレーキを避けるなど常に余裕を持った運転をする。

⑦ 停車する場合は、後続車両及び通行人などの位置を確認し、後続車両などの障害にならないような場所で行う。

⑧ 雨天時は、路面上またはマンホールの蓋などでのスリップによる転倒を防止するため、スピードを落とし、また視野を充分に確保して走行する。雪道も同様な運転をする。

⑨ 運転時は、ヘルメットを着用し、あごひもを確実にしめる。また、腰部、胸部を保護するためプロテクターの着用も有効である。

⑩ 夕方など薄暮走行時は早めにヘッドライトを点灯し、自分の車両の存在を他者に知らせる。また視認性の確保のため蛍光ベストなどを着用する。

交通労働災害防止について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

※交通労働災害を防止するために
https://www.mhlw.go.jp/bunkashinsa/koyou_roudou/koyou/000010966.html

交通労働災害防止 検索

陸上貨物運送事業における死傷災害は横ばい

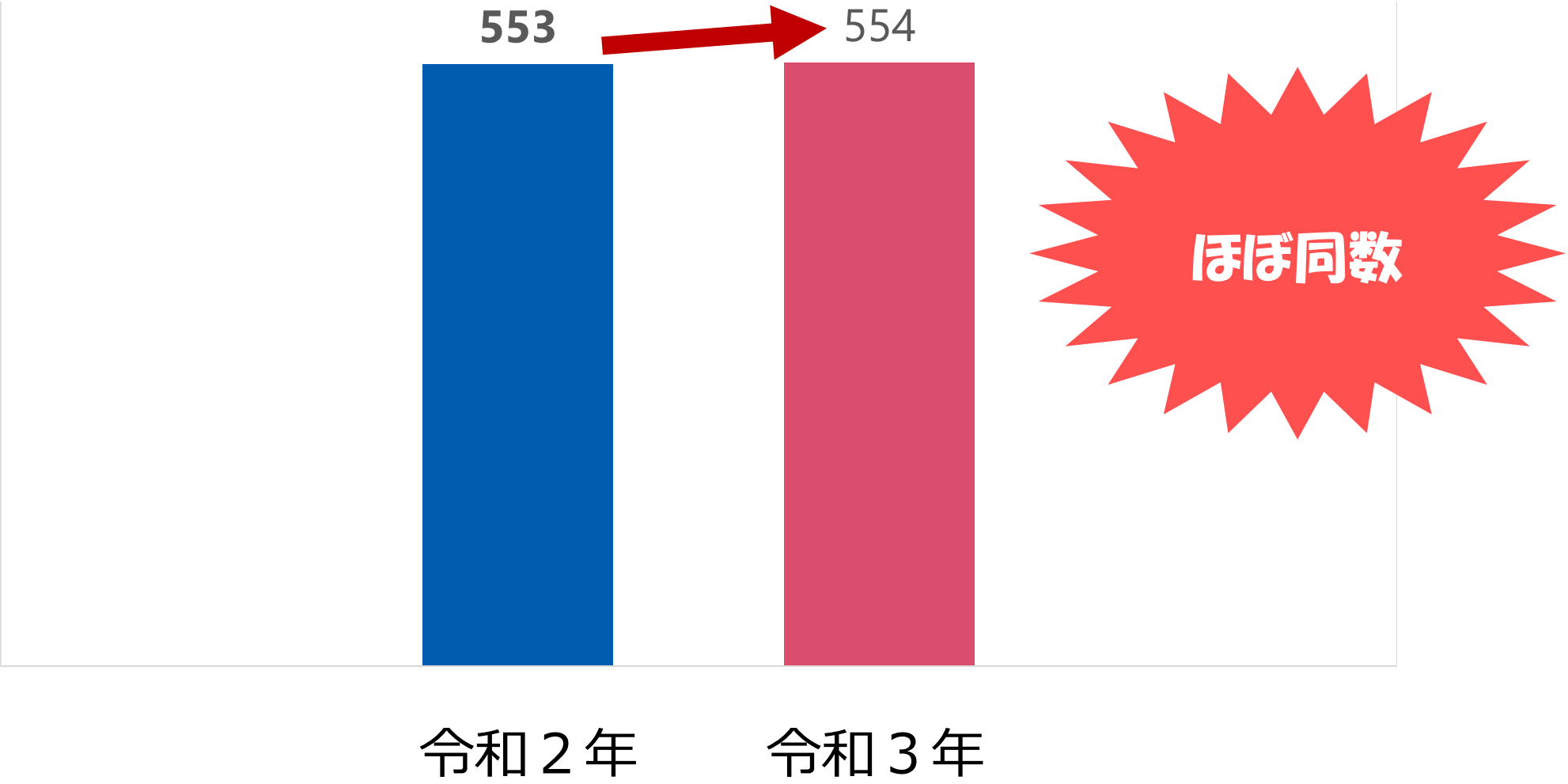

陸上貨物運送事業における休業４日以上の死傷災害発生件数（6月30日現在）

陸上貨物運送事業では、墜落・転落災害、激突災害が増加しています

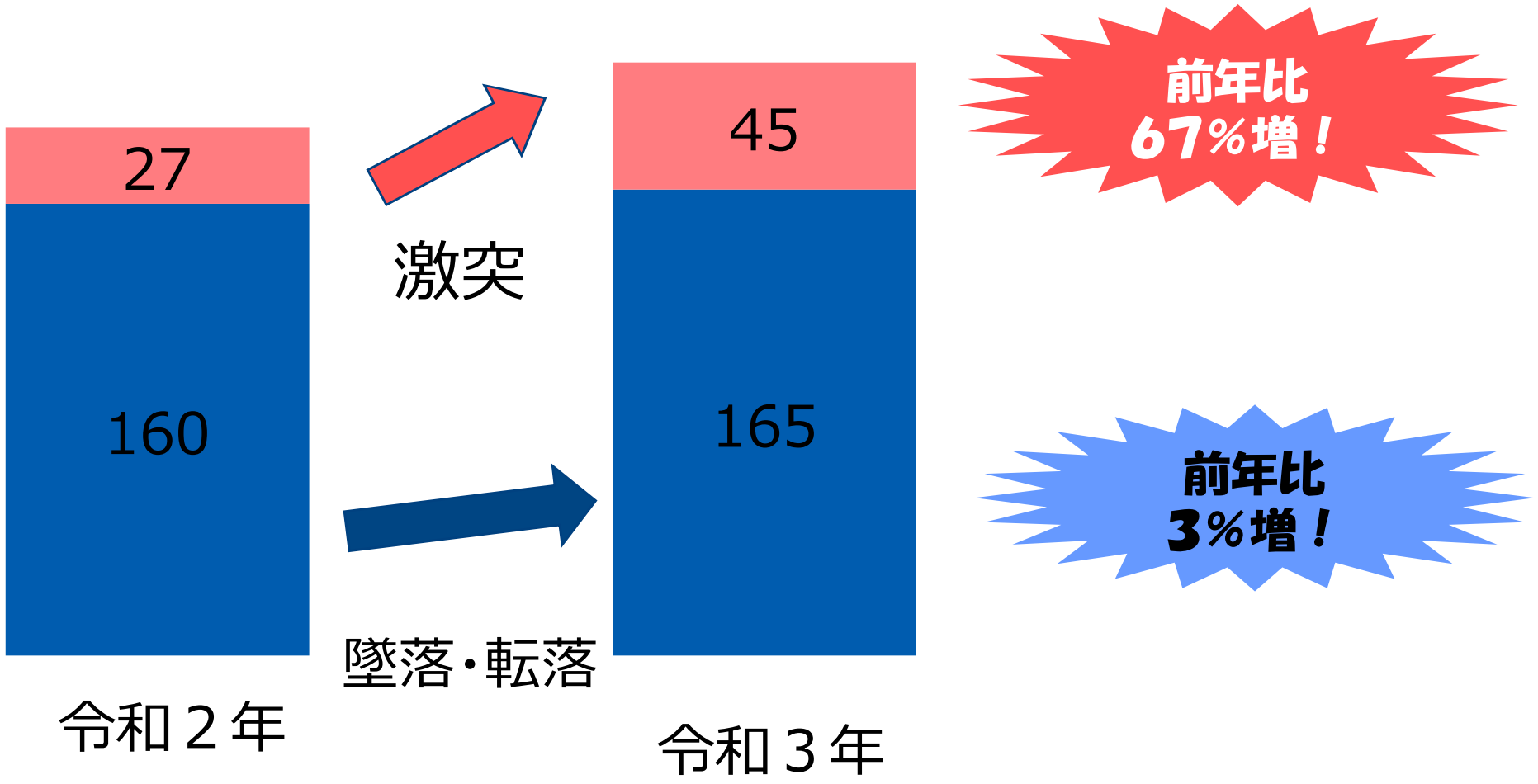

陸上貨物運送事業における
墜落・転落災害、激突災害による休業４日以上の死傷災害発生件数（6月30日現在）

陸上貨物運送事業では墜落・転落災害の割合が 30%

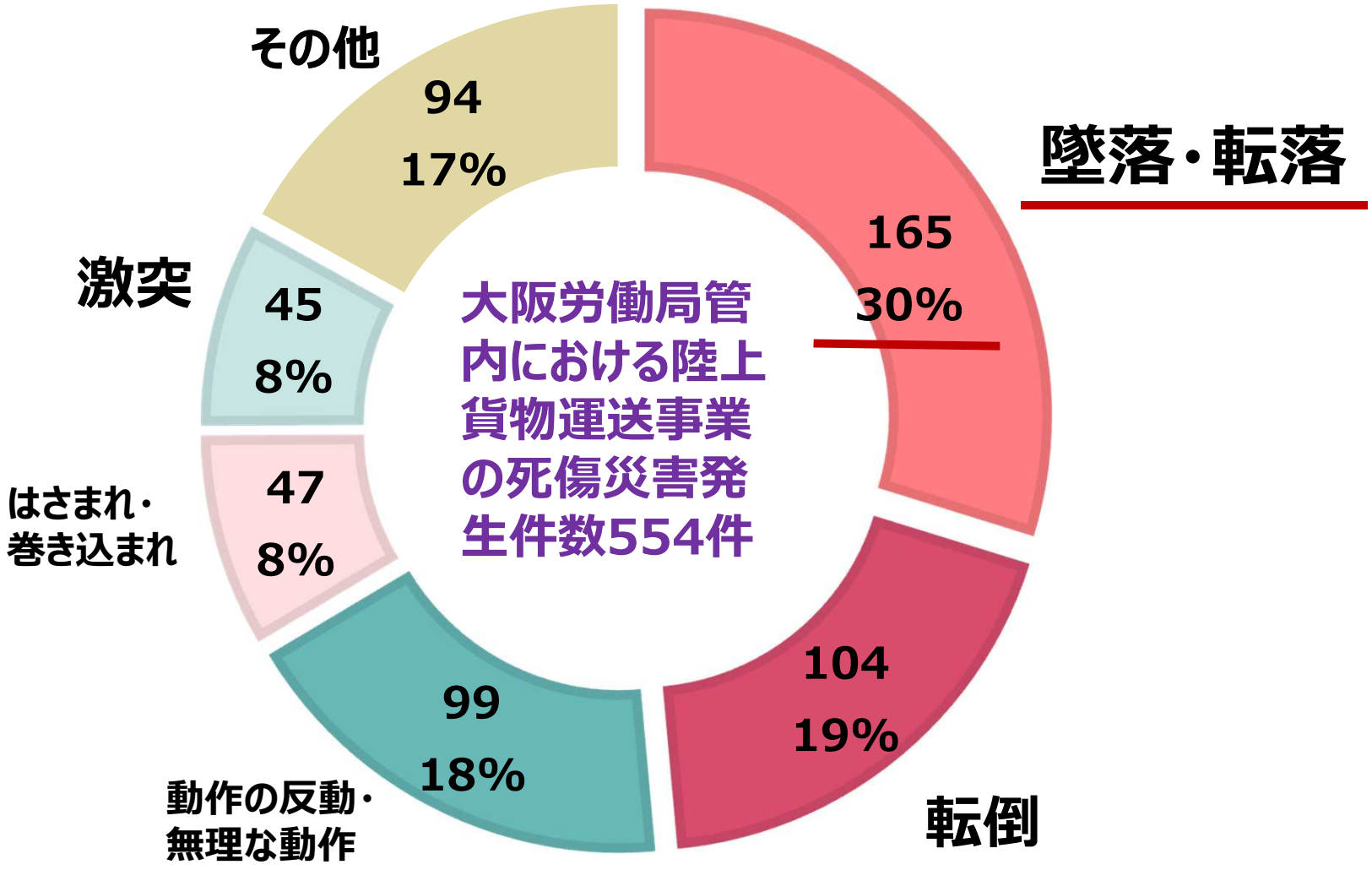

令和３年の陸上貨物運送事業の休業４日以上の死傷災害における
事故の型別発生状況（6月30日現在）　※数値の上段は件数

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸上貨物運送事業における労働災害は、荷役作業中に発生しています。

厚生労働省では、荷役作業における災害防止について

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

を策定しています。

ガイドラインはこちらからアクセス！

詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

陸上貨物運送事業者向けの安全週間メッセージ

大阪労働局公式YouTubeチャンネル

陸上貨物運送事業者の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年１万件近く発生しており、労働災害全体の１割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の３分の２は荷主先で発生し、そのうちの８割は貨物自動車の運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

運送事業者の皆様と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いします。

＜陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン＞

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、「運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をしにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、荷主等（荷主、配送先、元請け事業者など）にも荷役作業の安全対策について協力を求めています。

厚生労働省　都道府県労働局　労働基準監督署